

経過を記し通り之有之

記

一 事業主側

工場主ハ後述ノ如ク十二日労働者側ト会見シ最後案ヲ示シテ以テ態度強硬ニシテ争議団員並ニ交際団員トノ面会ヲ絶対ニ拒絶シ尙大止赤心固ヨリノ調停申込マシヲ拒絶シタル爲メ全国員ハ工場主ノ最後案ヲ基礎トシテ個人的ニ調停ニ当リツ、アリ

二 労働者側

- (1) 本月八日別記ノ如キビラヲ撒布セリ
- (2) 十二日深川区石島町十一片庭久四郎方ニ階入置ノ間ヲ借度ケ争議団本部ヲ設置セリ

(3) 団員中ニハ内心至急解決ヲ欲スル軟派アリテ稍又スレバ結束素シムトシツ、アリ

三 交渉状況

(1) 十日労資会見折衝シタルガ労働者側ハ結局工場解散ヲ認ムルコト、ナリ改メテ

一 解雇手当六十日分支給

一 休業中ノ日給及争議費用一切トシテ十日分支給
(但シ今明日、解決ノ条件トシテ) 解決日時迄期ノ場合ハ其ノ後ノ費用一切ヲ加算スルコト

一 要求書ヲ提出シタルニ工場主ハ十一日午後一時書面ニテ平回返回答スル旨ヲ約シタリ

(2) 十一日工場主ハ書面ニテ